

日本語教育のためのカタカナ表

宮本雄一郎

(原稿受領日 2004年4月16日)

1. 日本語教育とカタカナ

1.1 日本語教育とカタカナ

一般に日本語教育の場では、まずひらがなが導入され、それに続いてカタカナが導入される例が多いと考えられる。

ひらがなの表は、「あいうえお」からのいわゆる五十音表と拗音・促音・撥音を示す表（以下「五十音表」とする）によって成り立ち、学習者はこれによって日本語の音と表記の関係を把握することになる。一方、カタカナもひらがなと同様に、五十音表と長音符号「ー」が導入されるが、それに続いて特別の音の書き表し方（以下「例外表記」とする）も個別に紹介される。この例外表記はカタカナだけに生じる問題である。

1.2 カタカナと例外表記

カタカナがひらがなと異なるのは、主に外来語や外国の地名・人名等を表す（以下「外来語等の表記」とする）ために用いられるという点である。このためにカタカナにはひらがなにはないさまざまな表記があらわれることになる。

タイの地名を例にとると、「ドゥシット」「ファランボーン」「ナラーティワート」「チェンマイ」という地名には促音「ッ」や「ー」（長音符号）とともに、五十音表にはない「ドゥ」「ファ」「ティ」「チェ」という例外表記があらわれる。ひらがなにはない小さい「ァ」「ィ」「ゥ」「ェ」「ォ」「ュ」を伴う音と表記、長音符号「ー」を、学習の初期に正確に理解して読み、かつ書き表すことは容易ではない。そのために、外来語等の表記をできるだけ簡潔に整理して学習者に提示しようとするのが本論の主旨である。

2. 外来語等の表記

2.1 外来語表記の基準

日本語の中の外来語は、本来、音韻体系の異なる外国語を日本語の音韻体系に置き換えたものであるから、当然、原語の音とは異なるものである。しかし、できるだけ原語の音に近づけようとする最近の傾向から、特殊音として容認される音が増加しつつあり、例外表記が多数存在する。例外表記を含む外来語表記の基準となっているのは、1991年に内閣告示・訓令として公にされた「外来語の表記」である。この内閣告示の特色をまとめると以下のとおりである。

- ① 一般的に用いる場合のカタカナと、原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合のカタカナとの2本立てにしていること。
- ② 新しく13の外来音を、日本人の間に普及したものとして認めたこと。

2.2 五十音表以外のカタカナ

内閣告示には、「外来語の表記」に用いる仮名と符号の表が定められている。この表には第1表として五十音表と13の外来音（シェ、チェ、ツァ、ツェ、ツォ、ティ、ファ、フィ、フェ、フォ、ジェ、ディ、デュ）、第2表として外来語等を原音や原つづりになるべく近く書き表す場合の20の外来音（イエ、ウイ、ウェ、ウォ、クア、クイ、クエ、クォ、ツイ、トウ、グア、ドウ、ヴァ、ヴィ、ヴ、ヴェ、ヴォ、テュ、フュ、ヴュ）が示されている。そして、この第1表・第2表では書き表せないような特別の音の書き表し方については、自由とする、とされている。

これを要約すると、外来語等の表記には、①一般的な表記、②原音に近い表記、③特別の音、という3段階の表記が存在することになる。この内閣告示は外来語等の表記に一定の基準を示したものであるとして評価できるが、反面、カタカナの表記が表の範囲に収まりきれないことを認めたものでもある。

2.3 例外表記の習得

一例をあげると、国名 VIETNAM は、①では「ベトナム」、②では「ヴィエトナム」などとなる。また、タイの地名 NAKHON SI THAMMARAT を例にとると、①では「ナコーン・シー・タマラート」、③の特別の音として書き表せば「ナコーン・スィー・タマラート」というようになるだろう。こうした表記のどちらを取るかは執筆者の自由であり、外来語等をどのように書き表すかについて、絶対的な決まりはないといえる。したがって、前記の33例以外の特別の音が多数存在するはずであるが、たとえば「スィ」以外の例が実際にどれだけ存在するかは本論では断定できない。

ただ、日本語教育の現場でこのような例外表記を個別に紹介することは、外来語や外国の地名・人名が膨大なものであることから、おのずから限界があるだろう。カタカナ導入の最初に、一般的によく使われる例にしぼって例外を紹介すること、あわせてひとつの五十音表として提示することはカタカナ表記の習得に役立つものと考えられる。

3. カタカナ表について

3.1 現在のカタカナ表

カタカナ表はひらがなと同様に五十音表として示され、カタカナの例外表記は五十音表とは別に個別に紹介される、というのが一般的だと考えられる。

3.2 ひらがな表との対応

ひらがなの五十音表の場合は、たとえば「書かない」「書きます」「書く」のように「か・き・く」と動詞の活用を示すことができる、という効用がある。また本来日本語にある音を示してもいる。しかし、カタカナの五十音表をひらがなと同じにし、別に例外表記を示すことにどのような効用があるだろうか。カタカナは現在、主に外来語等の表記に用いられている。ひらがなとは表記の対象が異なるのであるから、日本語教育のためのカタカナ表がひらがなと同じである必要はないと考えられる。

3.3 五十音表と例外表記

タイの地名を例にとると、「チャ チュ チョ」では「カンチャナブリー」「チュンボン」「チョンブリー」などがあげられる。一方「チェ」では「チェンマイ」などの例があげられる。拗音の「チャ チュ チョ」行は一般的な五十音表であり、「チェ」は例外とされているが、これを別に扱うことにはどのような意味があるのだろうか。ちなみに『外来語辞典』（あらかわそおべえ）の見出し語数で見ると、「チャ チュ チョ」が語頭にくる語数は、それぞれ91例、36例、23例である。「チェ」では76例である。この見出し語数で見ると、「チャ チュ チェ チョ」は一括して扱うのが妥当といえよう。

4. よくあらわれる例外表記

4.1 例外表記の具体例

以下、どのような例外表記が一般によくあらわれるのかを具体的にみていきたい。内閣告示の第1表の13字のカタカナ、第2表の20字のカタカナ、について具体例と見出し語数をあげる。具体例と見出し語数は①『外来語辞典』あらかわそおべえ、②『コンサイス外来語辞典』三省堂によった。

(使用例の抽出方法については稿末の「注」を参照)

4.1.1 第1表13字のカタカナの例

・シェ	① シェア など48例	② 50例以上
・チェ	① チェア など50例以上	② 50例以上
・ツァ	① ツァー など11例	② 7例
・ツェ	① ツェイン など5例	② 5例
・ツォ	① ツォイス など2例	② 1例
・ティ	① ティアード・スカート など50例以上	② 50例以上
・ファ	① ファー など50例以上	② 50例以上
・フィ	① フィアット など50例以上	② 50例以上
・フェ	① フェア など50例以上	② 50例以上
・フォ	① フォア など50例以上	② 50例以上
・ジェ	① ジェード など41例	② 45例
・ディ	① ディアール など50例以上	② 50例以上
デュ	① デュアリン など15例	② 22例

4.1.2 第2表20字のカタカナの例

イエ	① イエティ など9例	② 2例
・ウィ	① ウィークエンド など27例	② 46例
・ウェ	① ウェア など39例	② 50例以上
・ウォ	① ウォークトーカー など50例以上	② 50例以上
クア	① なし	② 1例
クイ	① クイーン など10例	② 1例
クエ	① クェーカー など3例	② なし
クオ	① クォイツ など20例	② 20例
ツイ	① ツィール など2例	② 5例
トゥ	① トゥーサン など5例	② 9例
グア	① なし	② なし
ドゥ	① ドゥーチェ など6例	② 6例
ヴァ	① ヴァングラフきでんき 1例	② なし
ヴィ	① ヴィー など10例	② なし
ヴ	① なし	② なし
ヴェ	① なし	② なし
ヴォ	① なし	② なし
テュ	① テュファ など2例	② 1例
フュ	① フュアリ など13例	② 7例
ヴュ	① なし	② なし

4.2 例外表記の傾向

以上、33字の例外表記について、ふたつの外来語辞典に見られる具体例と見出し語数をあげてみた。これをみると、例外表記には一般的によく見られるもの、あまりみられないもの、というふるいわけが可能なことがわかる。具体的には下記のとおりである。

4.2.1 見出し語例が多いもの

ふたつの外来語辞典の見出し語例が計50例以上であるもの。見出し語例が多いものは、1表のうち、シェ、チェ、ティ、ファ、フィ、フェ、フォ、ジェ、ディの9つの例、2表のうち、ウィ、ウェ、ウォの3つの例（行頭に「・」のあるもの）、合計12例である。

4.2.2 見出し語数が少ないもの

ふたつの外来語辞典の見出し語例が計49例以下のもの。これは、上記①の12例以外の21例すべてである。

5. 日本語教育のためのカタカナ表について

以上1章から4章までの内容を整理して以下に案として要約する。

(1) 日本語教育のためのカタカナ表について、一般的な五十音表のカタカナ、例外表記のカタカナ、という区別をしない。カタカナ表としてひとつの表にまとめることとする。ただし、たとえば「あいうえお」→「アイウエオ」のように、学習者にとってひらがな表との対応においてカタカナを理解する必要もあるので、まず従来の五十音表を示し、それに続いて例外表記のためのカタカナを示すこととする。五十音表と重複するカタカナは参考のため（ ）で示す。

(2) 例外表記の実例を表の右側に示す。

(3) 調音点・調音法が同一のものはひとつの行にまとめる。

(4) 実際の使用例が多いものを取り上げ、使用例が少ないものは省略する。具体的には4.1.1及び4.1.2の12例をとりあげることとする。

以上の内容を案として示すと別紙1「カタカナ表」のとおりである。

注

(1) 『外来語辞典』の見出し語の中から、語頭に当該のカタカナがあらわれる例を取り上げた。語中、語尾にくるものは検索困難なため取り上げていない。

(2) 同一単語によって構成される複数の複合語もそれぞれ一語として数えた。たとえば、「シェ」では「シェーク」「シェーク・ハンド」をそれぞれ一語とした。

(3) 見出し語例が50を超える場合は「50例以上」とした。

(4) 語形にゆれがある場合は、主見出しの語によった。「バイオリン」または「ヴァイオリン」のような例は主見出し「バイオリン」とした。

参考文献

あらかわそおべえ(1988)『外来語辞典』第二版 角川書店

三省堂(1990)『コンサイス外来語辞典』第四版

文化庁(1997)『新「ことば」シリーズ6 言葉に関する問答集 一外来語編一』大蔵省印刷局

別紙1 カタカナ表

アイウエオ						れい
カキクケコ						
サシスセソ						
タチツテト						
	(タ)	ティ		(テ)	(ト)	パー <u>ティ</u> ー
ナニヌネノ						
ハヒフヘホ						
	ファ	フィ	(フ)	フェ	フォ	<u>ファン</u> 、 <u>フィルム</u> 、 <u>フェア</u> 、 <u>フォーク</u>
マミムメモ						
ヤ ュ ヨ						
ラリルレロ						
ワ						
	(ワ)	ウィ	(ウ)	ウェ	ウォ	<u>ウィーク</u> エンド <u>ウェア</u> 、 <u>ウォーク</u> マン
ヲ						
ン						
ガギグゲゴ						
ザジズゼゾ						
ダヂヅデド						
	(ダ)	ディ		(デ)	(ド)	<u>ディー</u> ゼル
バビブベボ						
パピプペポ						
キャキュキヨ						
シャシュシヨ						
	(シャ)		(シュ)	シェ	(シヨ)	<u>シェ</u> パード
チャチュチヨ						
	(チャ)		(チュ)	チェ	(チヨ)	<u>チェ</u> ック
ニヤニユニヨ						
ヒヤヒユヒヨ						
ミヤミユミヨ						
リヤリユリヨ						
ギヤギユギヨ						
ジャジュジヨ						
	(ジャ)		(ジュ)	ジェ	(ジヨ)	<u>ジェ</u> ット
ビャビュビヨ						
ピャピュピヨ						
「ー」						パー <u>ティ</u> ー
「ッ」						サッ <u>カ</u> ー